

平成28年5月25日改定

## 日本血管外科学会認定血管内治療医制度施行細則

(諸費用)

**第1条** 諸費用を以下に定める。

1. 血管内治療医の審査料 20,000 円、認定料 10,000 円とする。
2. 既納の審査料、認定料は返却しない。

(認定期間および認定証の発行)

**第2条**

1. 「日本血管外科学会認定血管内治療医制度規則」第2章第3条第1項の規定による認定者には、理事会承認日を認定日とし認定証を発行する。

**附則1** この規則は、平成21年会務総会承認時から施行する。

**附則2** この規則は、平成25年2月27日より改正する。

**附則3** この規則は、平成28年5月25日より改正する。